未耐震空き家除却支援事業

未耐震空き家除却支援補助金

相続により取得した、耐震性がない木造一戸建て空き家を取り壊す場合に、除却工事の費用を市が一部補助。

- ・補助金額 : 対象工事費の 2/3 以内、上限 100 万円
- · 補助対象要件(一部抜粋)

「昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造一戸建て住宅

耐震診断により、耐震性が不足していると判定された住宅

相続開始から5年を経過する日の属する年の2月末までに取り壊すこと

申請日時点において、「空き家の発生抑制を抑制するための特例措置」に該当しないこと等

空き家利活用促進事業

空き家利活用促進整備補助金

空き家を地域活性化施設として活用するため、市内の施工業者が行う改修工事の費用を市が一部補助

- ・補助金額 : 対象工事費の2/3以内、上限100万円
- · 補助対象要件 (一部抜粋)

・昭和 56 年6月 1 日以降に着工した建築物(旧耐震基準の住宅の場合、耐震診断の結果、適合するものはこの限りでない)

原則改修工事完了の日から 10 年以上(交付決定額が 50 万円以下の場合は5年以上)、地域活性化施設として使用すること 等

空き家マッチング支援事業(案)

- ・地域活動の場を必要とする活動団体と、地域貢献として空き家の提供を検討する所有者等を結び付ける支援を 行う。
- ·本年 10 月頃を目途に本市 HP にて開始予定。

